

枚方フットボールクラブ会員規定

1 名称

当クラブは「枚方フットボールクラブ」（略称「H. F. C」「枚方FC」）と称する。

2 会員資格

会員は4歳児（幼稚園年中）以上の男女とします。

なお、他チーム（サッカー協会に登録をしているチーム）及び学校の部活との掛け持ちは出来ません。

3 新規入会及び継続入会

（1）新規入会

新規入会を希望される方は、クラブホームページから入会の手続きをお済ませのうえ、お近くのゆうちょ銀行で「会費2ヶ月分の振込み」と、「自動払込利用申込書」（緑の用紙）をゆうちょ銀行窓口へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は口座の開設をお願いします。

インターネットをご利用いただけない方は「選手登録書」と「後援会入会申込書」を担当コーチ又は事務局から受け取り、必要事項記入し提出してください。

なお、お振込みいただいた会費（2ヶ月分）は、2ヶ月以内に退会された場合でも返金いたしませんので予めご了承ください。

【会費2ヶ月分振込先】（加入者名）枚方フットボールクラブ （口座番号）00970-0-129182

【自動払込利用申込書】（緑の用紙）

用紙はゆうちょ銀行窓口でお受け取りください。記入方法はクラブホームページをご覧ください。

（加入者名）枚方フットボールクラブ （払込先口座番号）14170-55135531

【インターネットをご利用いただけない方の新規入会提出書類】

①選手登録書 ②後援会入会申込書 ③自動払込利用申込書（③はゆうちょ銀行に提出お願いします）

（2）進級、進学などに伴う継続入会

期日までに退会の申し出が無い限り自動的に継続されます。（会員規定 8項参照）

進学や進級により、連絡先や学校名など変更があった場合は、速やかにクラブホームページ「会員管理システム」より連絡先や学校名など、会員情報の変更をお願いします。

なお、会員情報の変更を行われない場合、サッカー協会への登録や保険の加入が出来ないことがあります。

（3）会員情報の変更について

転居や携帯電話機種変更による連絡先アドレスの変更、転校など会員情報に変更があった場合は速やかに「会員管理システム」より会員情報の変更をお願いします。

（4）再入会について

自己都合により退会した会員が再入会する場合は、クラブの審査を経て入会承認を行います。

4 練習日及び練習会場

練習日と練習場所は学年ごとに設定しています。グラウンドの関係等で変更・中止する場合がありますので、事前に担当コーチもしくはクラブホームページにて確認してください。

なお、合宿・遠征等の行事については、コーチの指示を受けて下さい。

5 会費（月額）

枚方フットボールクラブの財源は会費がすべてです。サッカー協会への加盟費・登録費・練習会場使用料・備品・大会参加費・スポーツ傷害保険などの運営費はすべて会費で賄っていますので、会員皆様のご理解と円滑な納入にご協力をお願いします。なお、会費は雨天や会場都合などによる日割り等での返金は一切致しません。

（1）会費（月額）

幼稚園児	3,000円	小学校 1～2年生	4,000円
小学校 3～4年生	5,000円	小学校 5～6年生	6,000円
中学校 1～2年生	7,000円		
中学校 3年生	10,000円	（10月分まで納入、以後会費不要で活動参加可）	
高校 1～2年生	8,000円		
高校 3年生	12,000円	（10月分まで納入、以後会費不要で活動参加可）	

①兄弟割引について

兄弟3人以上で同時に会員となっている場合に限り、3人目以降の会員の会費を規定の半額とします。

(特別な手続きは必要ありません)

なお、会員の誰かが途中退会となった場合は、その時点から割引は受けられなくなります。

②中学校3年生及び高校3年生について

中学校3年生及び高校3年生は、活動が公式戦終了時(秋頃)までになります。サッカー協会等への登録費は1年分発生しますので、その分負担いただく会費は割高になります。

なお、活動終了後も練習等に参加することを妨げるものではありませんので、上のカテゴリーにどんどん参加してください。

(2) 納入方法

会費は「月払い」とし、毎月末(30日)に翌月分をゆうちょ銀行口座から引き落としします。再引き落としは翌月の10日です。引き落としには別途手数料(25円/毎回)が必要となります。

ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は口座の開設をお願いします。

(3) 会費延滞

引き落とし日に会費が引き落とせず、事務局の督促作業が生じた場合は、手数料として1回につき100円を申し受けます。

6 後援会への入会

会員となった保護者の方には、全員後援会に入会していただきます。詳細については後援会会則を参照してください。

7 スポーツ傷害保険

会員となられた方は、全員スポーツ傷害保険に加入します。

「クラブの活動」で負傷し治療(通院・入院)を受けた場合は、保険金請求の手続きを行いますので、負傷してから2週間以内に担当コーチまで申し出て下さい。なお、クラブにおいて加入のスポーツ傷害保険は全ての治療費実費を負担するのではなく見舞金程度となりますので、各家庭任意で別途保険等に加入されることお奨めします。スポーツ傷害保険の詳細については(公財)スポーツ安全協会のパンフレットもしくはホームページにて予めご確認ください。

サッカーでは怪我や事故等を完全に防止することは不可能です。練習や試合、その往復途上での負傷、疾病、事故などに対しては十分注意指導しますが、万が一の事故・怪我については、クラブ側は迅速に対応いたしますが、以降の処置についてはスポーツ傷害保険によって行い、その他の責任は負わないものとします。

8 退会の手続き等

(1) 退会届

退会される場合は、退会される月の20日までに担当コーチ又は事務局まで退会の申し出後、クラブホームページ「会員情報システム」から「退会手続き」を行ってください。

インターネットをご利用いただけない方は所定の「退会届」を担当コーチ又は事務局から受け取り、提出してください。

(2) 退会日

退会日はクラブから退会届を受理した旨の連絡(会員情報システムからの連絡)があった日とします。

書類で提出される場合は担当コーチ又は事務局が「退会届」を受理した日とします。

(3) その他

会費は、「退会届」が受理された日を含めて1日でも在籍期間(練習等への参加の有無に関係なく)がある場合に発生します。

なお、退会月の21日以降に「退会届」を提出された場合は、翌月の会費が引落しされますので、ご注意ください。

また、新規入会後、2ヶ月以内に退会される場合は、期間の長短にかかわらず2ヶ月分の会費を申し受けますので、併せてご了承願います(「上記3(1)」参照)。

9 休会の手続き

(1) 休会について

大きな怪我や入院などにより、継続してクラブ活動に参加することが困難な状態である場合に限り、申告することにより一定期間休会をすることができます。

(2) 休会届

休会される場合は、担当コーチ又は事務局まで休会の申し出後、クラブホームページ「会員情報システム」から「休会手続き」を行ってください。

休会日はクラブから休会届けを受理した旨の連絡（会員情報システムからの連絡）があった日とします。

インターネットをご利用いただけない方は担当コーチ又は事務局から「休会届」を受け取り提出した後、クラブからの承認を得てください。

(3) 休会期間

休会期間は3ヶ月を限度とします。これを超える場合は再度クラブに申告のうえ延長することができます。

(4) 休会中の会費

休会期間中の会費については原則免除とします。

なお、「休会届」が受理された日を含めてその月に1日でも在籍期間（練習等への参加の有無に関係なく）がある場合は会費が発生します。

(5) その他

休会が年度を跨ぐ場合は1ヶ月分の会費を納入していただきます。休会期間中でもサッカー協会登録費、スポーツ障害保険等の諸経費が発生します。会費納入が無い場合、復会后公式戦等への出場ができなくなります。

10 その他留意事項

(1) 練習会場の多くは学校の御厚意で借用させてもらっています。雨天等によりグラウンド状態が悪い場合練習は中止となります。また、当然のことですが、ごみを放置したり、校舎等にボールをぶつけたりして学校の施設を破損しないよう注意して下さい。

また、練習会場借用等でお手伝いを依頼する場合がありますので、併せて御協力をお願いします。

(2) 試合に出場する選手・ポジションの選考・ユニフォームの番号については、担当コーチ及びクラブに一任とします。活動中の保護者等からの選手への指示やコーチへの異議申し出にはお応えしません。

(3) 対外試合等の移動については、①年齢に応じた安全確保②団体行動における社会性の育成③自主性の育成④経済性・利便性を考慮し決定します。

(4) ユニフォームなどチームで統一しているものは各自で購入していただきます。

具体的な購入方法などはカテゴリーによって異なりますので、担当コーチの指示に従ってください。

また、クラブエンブレム及びロゴについては無断で使用することは禁じ、クラブの管理において付与します。

(5) クラブホームページやソーシャルメディアに活動風景など写真を掲載する際、個々の選手が掲載されることがありますので、予めご了承願います。

(6) 当クラブは榊ガンバ大阪とパートナーシップ契約を締結しています。当クラブの会員はガンバ大阪ファンクラブへ入会するなど、ガンバ大阪を積極的に応援することとします。

(7) 個人情報、法令の定めのある場合を除いて、会員の事前の同意を得ることなく、クラブ運営上必要な目的以外には使用しません。

(8) 会費滞納、欠席遅刻の多い人、他の会員等に迷惑を掛ける人、クラブの名誉を傷付け、傷つけるおそれのある人、その他クラブの方針や決定に従わない人は退会していただきます。予め御了承願います。

(9) 本規定は必要の都度変更を行い適宜改定します。